

2014年4月、高齢の退職者Aは、無職の息子BがXから本件アパートの一室を賃借するに際して、Bの連帯保証人となった。Aの生前からBは賃料を遅滞気味で合計30万円の未払賃料債務があったが、Aと親交があったXは、BにもAにも賃料の支払を督促することもなく、逆に、金に困っていたBに10万円を返済期限を定めずに貸与した。

2016年1月、Aが死亡し、BとBの姉YがAの相続人となった。

2016年8月、Bは、Xに対する債務合計40万円を完済しないまま（毎月の賃料は数か月遅れながら支払っていたため未払賃料額は結果的に30万円のまま）、ガス自殺してしまった。その際、漏洩したガスに引火した爆発が生じてアパートや両隣の部屋が大きく損傷し、Xには建物修理費用800万円の損害が発生した。

2016年10月、Xは、建物を修理した後で、Yに連帯保証人としての責任を追及した。すなわち、延滞賃料30万円、貸金10万円、修理費用800万円、両隣から修理の間に取りえなくなった賃料総額約50万円、両隣の被害者に対する大家として支払った見舞金合計20万円、精神的損害に対する賠償20万円の総計930万円を請求してきたのである。Yは支払う義務を負うか。負うとすればどの範囲まで支払わなければならないか。

松岡久和「賃借人の保証人の責任」法教248号（2001年）106頁より一部を改造